平成２４年（フ）第１２０号
茨城県龍ケ崎市佐貫町757番地ランデックハイツＡ棟102号室、前住所茨城県牛久市ひたち野西３丁目30番地６　1104
破産者　関根　智和
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第７９号
栃木県足利市江川町２丁目17番地12、開始決定時の住所栃木県足利市元学町825番地13
破産者　大竹　京子
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第３６３号
神奈川県座間市相武台３丁目4719番地の５　エスポワールルーチェ302号
破産者　安藤　安雄
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３６４号
神奈川県座間市相武台３丁目4719番地の５　エスポワールルーチェ302号
破産者　安藤　春代
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２５３号
金沢市長坂２丁目４番７号　ローゼスＩ301号、従前の住所石川県小松市粟津町ワ83番地
破産者　嘉宮　京子
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１６５号
山梨県南アルプス市曲輪田677番地２
破産者　保坂　清榮
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９１号
愛知県一宮市大和町馬引字乾出５番地　イトーコーポ205号
破産者　濱田　孝志
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第６号
京都府舞鶴市字泉源寺1372番地10
破産者　森こと　朴　　勝宏
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
広島市佐伯区楽々園１丁目４番８―204号
破産者　門脇　大輔
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１号
香川県綾歌郡宇多津町2628番地551
破産者　山口　　弘
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第２１８号
長崎県長崎市布巻町88番地８
破産者　瀬戸口奈穂美
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東486番地１
破産者　中村　健次
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第４１６号
大分県津久見市大字津久見2594　ときわ荘201、住民票上の住所大分県津久見市大字保戸島1474番地の２
破産者　廣瀬　孝久
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４４７号
宮崎市大字富吉2609番地５、開始決定時の住所宮崎市大塚台西１丁目１番地32　セラヴィ大塚台１―201号
破産者　黒木兼一郎
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５５号
宮崎県児湯郡新富町大字上富田8787―10、住民票上の住所宮崎県児湯郡新富町大字日置4955番地８
破産者　長友　富一
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２０１号
宮崎市大字大瀬町3741番地７
破産者　尾﨑　典子
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２３７号
宮崎市祇園２丁目44番地１　プロムナード祇園205号
破産者　前田　俊介
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２５６号
宮崎県西都市大字三宅4067番地　市営酒元住宅332号
破産者　三本　三接
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４７７号
福岡市城南区片江３丁目15番１―101号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区大手門３丁目12番８―501号
破産者　大竹　淳二
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部